

奥山林整備事業※施行地における皆伐・再造林の取扱いについて(案)

令和3(2021)年12月22日

栃木県環境森林部環境森林政策課

1 趣旨

奥山林整備事業(以下、奥山林)の開始時期(H20)は、育林の時代で間伐が主体でした。現在では、利用期を迎えた人工林を皆伐・再造林(伐って・植える)し、森林資源の循環利用を促進させ、CO2吸収量の増加など森林の持つ公益的機能を長期的に維持増進させる時代へとシフトしました。

奥山林施行地は協定により皆伐・転用が制限(費用返還対象行為)されています。これが皆伐・再造林が進まない要因のひとつになっています。

そのため、奥山林施行地における皆伐・再造林の取扱いについて、以下のとおり整理しました。



2 取扱い

- (1) 皆伐・再造林を行う施業については、協定に基づく費用返還には該当しません。
- (2) 皆伐のみの場合や開発行為による転用は、これまでとおり費用返還対象となります。
- (3) 再造林の実施を担保するため、皆伐を行う前に再造林計画を確認します。
※皆伐後、再造林までの期間は、伐採終了日を含む年度の翌年度の初日から2年以内
- (4) 計画に基づく再造林が実施されない場合は、転用の場合と同様に費用返還となります。
- (5) 再造林後も奥山林の協定は継続します。

3 手続方法

- (1) 皆伐前の協議時に再造林の計画を確認します。
- (2) 確認が取れた場合は、審査後、県は同意書を通知します。
- (3) 再造林の報告を受け、現地を確認し適否を判断します。



手続き
○皆伐前協議
○県の同意
○再造林報告

4 今後の予定

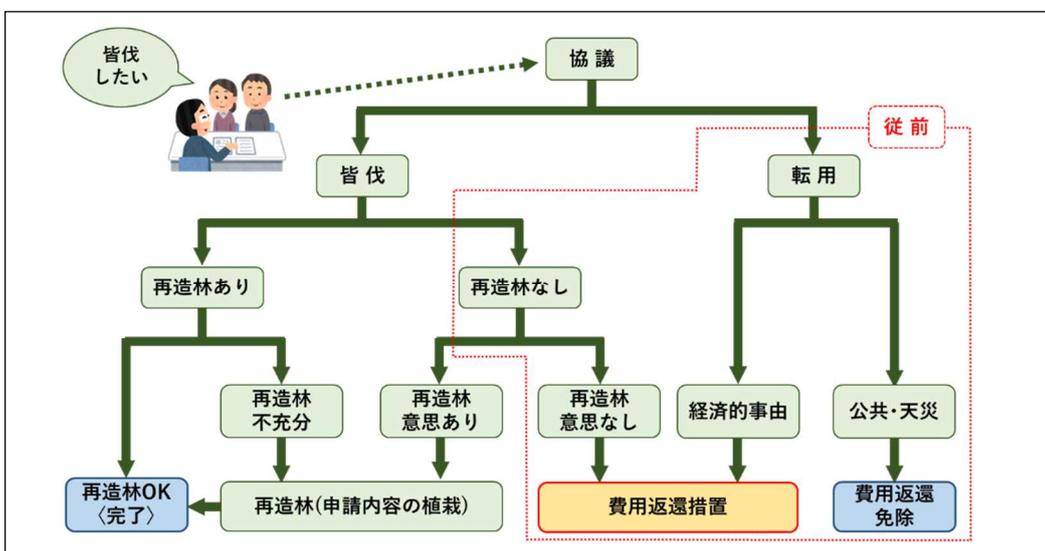
- (1) この取扱いを事務所経由で事業者等に通知します。
- (2) 県HPにて具体的な手続き方法を掲載し、申請様式等を添付します。
※今年度から周知し、令和4(2022)年度から適用予定



県HP活用
○内容周知
○様式DATA
○問合せ記載

5 対応フロー

これまでは赤破線内。今回の取扱いの明確化により赤破線枠外の部分が追加されます。



※奥山林整備事業：H20～29に15年以上手入れがされていない森林を県民税により間伐した事業